

平成23年第4回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成23年7月8日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成23年7月8日（金）午後2時00分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第84号、議案第91号、議案第94号から議案第97号、議案第99号、議案第100号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第98号、継続審査中の請願第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第86号から議案第88号、議案第90号、議案第92号、継続審査中の議案第16号

第2 議案第93号

第3 議会議第1号

第4 議会議第2号

第5 発議案第3号

第6 発議案第4号

第7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
22番	根岸勇雄君	23番	近藤和義君
24番	祝優雄君	25番	竹内道廣君
26番	加賀博昭君	27番	佐藤孝君

28番 金光英晴君

欠席議員（1名）

21番 金子克己君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	臼杵國男君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革長	清水忠雄君
島づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	羽下三司君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	山田秀夫君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	山本充彦君	社会教育課長	渡邊智樹君
両津病院管理部長	塚本寿一君	総務主幹選務委員局長	木下勉君
監査委員局長	児玉功君	農業委員局長	島川昭君
消防長	金子浩三君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第84号、議案第91号、議案第94号から議案第97号、議案第99号、議案第100号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第98号、継続審査中の請願第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第86号から議案第88号、議案第90号、議案第92号、継続審査中の議案第16号

○議長（金光英晴君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第84号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について差別的な支給対象業務を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億4,997万1,000円を追加し、予算総額を471億6,107万5,000円とするものです。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び市債等を増額し、歳出では東日本大震災観光対策として5,273万9,000円、トキ関連施設整備事業に1億8,600万9,000円、火葬場整備事業に4,501万5,000円、災害復旧事業に7,305万7,000円などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。（市民厚生常任委員会）。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業、不動産鑑定委託料44万1,000円について。本経費は、両津福祉センターしゃくなげ等の敷地に存する一部借地の解消について、所有者から一定の理解が得られたことに伴い、当該借地の価格を把握するためのものである。借地の解消は、これまでの市行政改革における基本方針の一つであるが、当委員会としては、借地の価格及び借地料の多寡によっては、費用対効果が著しく低いケースも多分にあり得るものと思料する。よって、今後、本経費による不動産鑑定の結果等に照らして当該借地の処理に関する方針を決定する際には、当委員会と協議するよう、強く求める。

(産業建設常任委員会)。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目トキ推進費、トキ関連施設整備事業について。トキふれあい施設については、平成22年度当初予算において提案された計画の内容を大きく変更するものであるが、この計画変更は平成22年度中に処理されるべきものであり、今後このようなことがないよう厳重に注意する。また、物産館については、市長は公設公営を見直したいと表明しており、本計画について見直しをすること。

6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、ふるさとの森出資金返還金について。議案第85号 佐渡市ふるさとの森基金条例及び佐渡市ふるさとの森づくり特定分収林事業管理条例を廃止する条例が制定されるまで、当該予算については執行を見合わせることを。

議案第94号 両津小学校大規模改造(建築)工事請負契約の締結について。本案は、両津小学校大規模改造(建築)工事について、平成23年6月21日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 畑野地区統合小学校建設(建築)工事請負契約の締結について。本案は、畑野地区統合小学校建設(建築)工事について、平成23年6月21日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 金井地区小学校体育館建設(建築)工事請負契約の締結について。本案は、金井地区小学校体育館建設(建築)工事について、平成23年6月21日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 救助工作車(Ⅱ型)・救助用資機材等購入契約の締結について。本案は、佐渡市中央消防署に配備予定の救助工作車(Ⅱ型)・救助用資機材等の購入について、平成23年6月21日に執行した入札における最低価格者と契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、小千谷市が新たに非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務に加入し、当該事務を共同処理するために規約の変更をすることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算(第3号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9,970万円を追加し、予算総額を472億6,077万5,000円とするものであります。補正内容は、6月22日から23日までの集中豪雨で発生した災害に係る復旧経費を計上するもので、その財源として地方交付税を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(金光英晴君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第91号、4款1項6目トキ推進費についてお尋ねします。

この費目については、これまでトキ関連施設事業として交流会館やトキの森公園の整備拡充に当たられてきた費目です。この費目についての扱いの所管の常任委員会は市民厚生常任委員会で行ってまいりました。ところが、本補正予算については、組織改正等の関係もあってか、産業建設常任委員会の所管として審査されるという手はずになって出てきておりますが、経過もありますので、市民厚生常任委員会でどのような審査をしてきたかということも踏まえて質問させていただきたいと思っております。

このトキ関連施設事業については、22年度予算に観覧用のトキケージ建設費として2億3,198万3,000円が組まれておりましたが、場所については道の駅の事業が極めて観光客数が激減している中で立ち行かないということで、その補強策ということも含めて、そこに観覧用のケージを設置しようというものでしたが、委員会の審査の過程の中で、道の駅を補強するような策にはなり得ないだろうと、トキを身近に見てもらおうというだけの趣旨ならば、トキの森公園に付設する形でいいのではないかというふうな市民厚生委員会の助言もあって、トキの森公園に付設するというこの中でこの予算が承認された経過があります。

ところが、審査中にこれは大騒ぎになりましたが、テンがトキを襲撃して10羽ものトキを死亡させるというような事故が起きたために、これは単純に鳥かごをつくれればいいというふうな話にはならぬなど、少し十分に安全対策を施した形で建設する必要があるだろうから、慎重にやれというふうな委員会の意向も踏まえて、ずっと22年度中は建設用地の取得だけにとどめて建設には取りかからなかった形で22年度は終了しています。23年度に計上される形、再計上されるかと思っておりましたが、この6月の定例会に繰越明許の形で報告がありました。それに加えてということではないのですが、くしくも明許費を前提としてということでしょうか、補正予算書には1億8,600万9,000円を組んで、ふれあい施設建設と物産館建設のための設計費として提出されてきたわけです。

ところが、審査した所管の委員会が先ほど申したように違っているということも含めて、経過をきちんととらえた形の中で審査いただかないと、審査にやや誤謬が生ずるとまずいということで、議長あつせんて7月6日に全協が開かれて、改めてこの間の経緯も踏まえて市のほうから再説明をしていただいたということになっております。再説明をお聞きしたところが、私のある種、考えが浅かったのかもしれないが、結局繰越明許した金額が今回出された補正予算に上乗せされているというのですか、逆なのかな、繰越明許された予算に上乗せした形で補正予算が計上されているのだということがわかったわけです。その全体像が、そうしますと、かなり違ってくる、約3億四、五千万もの金額が投入されて、観覧用のケージというものが設置されるということになっているようであります。当初のせつかく佐渡に訪れて、トキを見るということを期待してきた方々が、遠くからしか観察できないような状況で失望する、そういったことを何とか解消しようというふうなサービスというのでしょうか、配慮というのでしょうか、そういったことで企画したようなものが、実は1億余もの上乗せをした形で、これがテン対策を盛り込んだ設計によってということなのかどうか分かりませんが、私の常識とはかなり違った金額の中で設置されてきたということで、つらつらこれは鳥かご同然のトキに、もう本来の趣旨はトキは野生復帰を目的に、今回ジラスでも認定されましたが、そういった趣旨をまさに体現するシンボリックなものとしてトキを位置づけてい

る中で、国が補助事業ももらいながらやってきた経過がある。それがささやかな配慮なりサービスなのか知りませんが、そういった形で野生に放鳥、ジアスに認定されたような豊かな伝統的な農耕文化に支えられた景観を持つ、この自然に解き放とうというトキを、あえてまさに億ションですわな。億ションを建てて、かごの鳥にして見せてあげようというふうな趣旨に切りかわってしまっているということにすごく疑問を感じてしまったわけです。

確かに市長は佐渡市の大きな柱、エコアイランドを構想して、それを提唱する中での大きな推進するものとして世界遺産等、トキの野生復帰を立ててきたわけですし、ジアスもそれに補強するものだと思いますが、当然ブランド力は産業、経済を活性化するということの裏表の中にあらねばならぬというご信条をお持ちのようですし、それについては異論を挟むものではないですが、ただそれがあからさまに、どちらかに偏ってしまう、バランスを崩してしまうと、ある議員が怒りに怒っておりましたけれども、利権絡みの施設というふうに見られてしまうような、そういったことになってしまうおそれも実は感じております。

そこで、お尋ねします。この繰り越された事業費プラス補正予算で積み上げたふれあい施設は、産業、経済の活性化あるいは観光振興のために供する施設であるのかどうかということ審査していただいたのかどうかということについてです。項目で申しますと、トキふれあい施設事業、物産館の部分は除いて、これがつけ加えられてきますと、余計事柄が面倒になりますので、一応これを除いた形で費用対効果はどうなっているのかを審査したかを伺いたい。

小項目としては、例えば1年間の収益、見込まれる入園者数や入園料などはどうなっているのか。

それから、1年間の運営費、今までは少なくともトキは国が管理をしておりましたから、トキの飼育等の費用は出しておらぬはずですが、貸してくれる、あるいはレンタルということになりますと、当然ある種観光的な収益目的の施設ということになってきますと、ただでは貸してくれないだろうという気がします。では幾らで借りるのかということ。そして、当然それに伴って飼育員だとか、その施設には受け付け、案内をする、あるいはガイドなども用意をするというようなこともありますと、仮の施設の運営維持管理費がかなりかかるのではないかとと思われるので、そういったものの経費はどんなふうに見積もられているのか。結果として、そういったものを維持管理し、運営していった結果として、投資した3億4,211万4,000円を何年で回収できるのかといったようなことについてのご審査をいただいたのか、まずそれをお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 田中議員に答弁をさせていただきます。

まず、田中議員含めて、少しおわびをしなければいけないというところは、本来であれば産業建設常任委員会ですから、経済的な観点、見地から当然この施設が成り立っていくのかというところの議論をしなければいけなかったというのを田中議員の今ほどの質問表をいただいてから、しなければいけなかったのに、実は率直に申し上げて、していませんでした。でも、それには理由がありまして、実はなぜそのほうまでたどり着かなかったかということ、今回産建の委員長として報告をさせていただきますけれども、そもそもこの予算が平成22年度の新年度予算で出て、田中議員おっしゃったとおり、22年度中には土地の買い上げ等、一部使われただけで、ほとんどが繰越明許として平成23年度当初で上げられていたというこ

と。そして、急に平成23年度の6月の今回の補正予算で大きな金額が補正をされて上がってきたというこの部分に不信感が我々委員会としてあり、まずそこら辺の部分を担当の課長などに質問をしました。その上で、そもそもこの施設が本当に必要なのかというところの部分で、必要でないということであれば、そもそも経済効果というところに、実はその議論をずっとしていたものですから、たどり着かなかったということではありますが、しかしたどり着かなかった、審査しなかったですということでは、なかなか問題もあるかと思しますので、これは数字ですので、間違った数字ではないですので、一応試算をしている部分のところの答弁をさせていただきたいと思えます。

現在佐渡観光が50万人から60万人として、おおむね40%の人が来場した場合、20万人から24万人くらいの入園者数ではないかという試算が出ています。入園料は仮に500円、この500円の根拠については、現在トキ保護センターで取っている協力費の200円に300円をプラスしたという形で500円という試算ですと、20万人入ると6,000万円掛ける0.95%、この何が0.95%かということ、子供の減分ということで、合わせると約5,700万円。24万人仮に入った場合、7,200万円の掛ける0.95で6,840万円の収入があるだろうということであります。

ちなみに、2項目めに出ているトキについてのレンタル料については、県との、もしくは環境省との話し合いの中でレンタル料はありませんということではありますが、投資額、田中議員が3億四千何がしのございましたけれども、仮にこの20万人入場者数があったとすると、570万円引く2,541万2,000円ということ、入り込み数にもよりますけれども、おおむね10年程度で回収を最低限できるのではないかという、これはあくまでも試算であります。

ちなみに、内容について田中議員、もう一度質問していただいても結構ですが、もうちょっと詳細に申し上げますと、人件費1,800万円、これはあくまでも試算です。我々委員会は、本当にこの職員が正職であるかどうかということも強く申し入れています、試算としては職員、年間700万円掛ける2名、臨時職員200万円掛ける2名の1,800万円、えさ代15万円掛ける6羽、年間90万円、消耗品20万円、光熱水費282万5,000円、役務費として通信費12万円、清掃管理費として11万3,000円、設備保守管理費として12万円、委託費、宿直のお金193万4,500円、そして修繕費として田中議員がおっしゃられた、初めは仮施設設のようなものだったのが、新しくなったといえども、そのネットの耐用年数がおおむね10年から15年として、このネットが1,200万円かかるそうではありますが、毎年100万ずつ積み重ねなければいけないのだということ、これを試算すると、修繕費の20万円合わせて120万円、合計しておおむねランニングコストとして2,541万2,500円ということ試算がされています。

ただ、ここの今申し上げたランニングコストのところまでは、委員会の審査としてはたどり着いていませんでした。

1回目、以上です。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） まさに私が憂慮した視点がやっぱり欠けておったようにご答弁いただきましたが、単純に現在トキの森公園が協力費という形で200円、子供が100円だとかというような、200円でしたか、400円でしたか、協力費というふうな形でしか実は取れていない、カンパですよ、要するに簡単に言い

ますと。というのは、国の強い指示があって、野生復帰という大きな目的を持ったトキを見せ物にはいかぬと、見せ物ではないのだというふうな考え方のもとに入園料をきちんとした形で、あるいは収益が上がるような形で徴収できなかったという経過が新穂村時代からあったように聞いております。今回の高級億ションについては、明らかに観覧に資すということを目的にした施設ですから、国が大きな譲歩をしたのかというのは理解はできませんけれども、無料で貸すということについては確認をしたのかどうか、もう一回きちんとお聞きしたい。それによっては、国の考え方が大きくトキに対しての考え方が変わったというふうに理解をするしかないわけですし、当然そうしますと、無料で貸与されたものが仮に事故があった場合の補償などというのも考える必要もないということになってくるわけですし、そこらあたりのところについての詰められた議論というのは、市側と国側とはしていたのかどうかについて確認をしておりますでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） お答えします。

今ほどの答弁、トキについてのレンタル料ですけれども、ごめんなさい、これについては、委員会においては審査をしていません。なので、していませんと答えるしかないのですけれども、ということであります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中文字夫君。

○15番（田中文字夫君） 大まかな試算をご回答いただきました中で考えますと、市長がもくろんでいるように、ブランド力は経済的な振興にもつながるのだというふうな施設として提示されてきたように思われますが、私は国の方針が大きく変わったのか、市長以下、執行部が粘り強く国と交渉した結果として、このような産物を得たのかわかりませんが、私は本筋としてジラスが認定をして、まさにトキが飛ぶ伝統的農耕文化に支えられた景観という、これをきちんと見ていただくというこの方向性を、ある意味ではその大義を失うかもしれないような施設をつくるということに大いに危惧を感じます。その意味で、そのような質疑が委員会ではなされたのかどうか、全員賛成ではなくて、一部反対の方もおられたとお聞きしますが、どのような反対の論議だったのかも含めてお知らせいただけますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 我々産業建設常任委員会は、よく言うと、経験豊富な方々が集まった委員会でありまして、悪く言うと……悪くは言いません。意見としてついたものについては、また省略しますと、物産館については、市長は公設公営を見直したいと表明しており、本計画について見直しをすることということをつけてあります。お聞きするに、その後の総務委員会の中では、この予算の修正をしたかどうかという、かなり強硬な意見もあったというふうにお聞きしておりますが、我々委員会は先ほど申し上げたとおり、よく言うと、大人の決着をさせていただいたということでありまして、ここら辺の真意を当然佐渡市執行部側は酌んでいただき、この後の行動をとっていただけるものだろうと思っておりますが、委員会の審査の状況ということですので、あえて申し上げますと、もちろん賛成の方もいらっしゃる

ました、それは多くの議論の中で。ただ、私感ずるに、多くの強い反対意見と、ちょっと反対と、反対が多かったのかなと思っている次第であります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 次に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） ただいま質疑のあった同じ問題であります。いわゆるトキのふれあい施設事業についてお尋ねをいたします。

先ほど田中議員のほうからもこれまでの経過は説明あったのですが、これ委員会の議事録ですが、トキのふれあい、トキがゲージの中に入って飛んでいるのを見ようというのはどういうことだったかということ、もともとは繁殖をしないトキなら貸すから、佐渡にトキを見に来る人たちに対応できる施設を1億円くらいならつくろうというのが市長の最初の発想だと、このように言っているわけです。結果的に、22年度に提案されたときにはいろんな問題が、環境省とかとの関係で膨れ上がって2億3,000万になったと。それがテンの事件で、さらにいろいろ問題が起きて、それが3億6,000万円、約1.6倍近くの予算にはね上がったということです。

そこでお尋ねをするわけですが、今回の3.6億円というのはちょっと余りにも大き過ぎるのではないか。高齢者の問題や、今不景気の中で困っている方々がいる中で、もともと市長が言っていたように、1億円程度ならという、まず前提条件が私はあるのではないかと思うのですが、3.6億円と巨額にトキのゲージが膨れ上がった原因は何か。先ほど意見のことがお話がありました、この中に不要な予算はないのかお尋ねをしたいのが1点目であります。

2点目は、トキを身近に見れるならということで、トキ関係者にもちょっと聞いてもみました。そうしたら、今ある保護センターのところで佐渡市が金出してやって、今と同じようなものをつくって、そこは近くまで行って見れるようにしてもらえないか、そうすれば管理棟も要らなければ、無駄な人件費も要らないのではないか。必要なお金は佐渡市が一定程度出すということにするのが一番いいのではないか。しかも、試験放鳥は今年度で終わりですから、今後どの程度の放鳥になっていくかわかりませんが、もっと野に放たれるわけですから、そういう意味で、そういった施設を利用できなかったのか。

3点目、今のと全体かわかりますが、図面を見ますと、管理棟約3,850万円、ウオークスルー3,292万円など、こういったものをもうちょっと縮小してやっぱり予算を抑えていく必要があったのではないか。例えばこの辺の関連でいうと環境省あたりとか、あるいは県の保護センターのいろんな条件があっただめだったのかお尋ねをしておきたい。

4点目ですが、7月7日付の朝日新聞によりますと、環境省は6日、皆さん知ってのとおりですが、佐渡市で開いた専門家による会議では、これ今非常に気にしているわけですよ、繁殖しないことを。この記事によりますと、観察の結果、交尾の回数と時間が人工飼育下に比べて少なかったことが明らかになったとあって、どのぐらい交尾をして回数やっているかということに気にしているわけです。今後テンとかの問題もありますから、また鳥インフルエンザの問題も解決をされておりません。そういった問題が起きたときには、これ大変なことになるのではないか。場合によったら、貸与したけれども、とりあえず引き戻すよと、そしてまた施設、ここは穴をふさげ、こうしろというので、膨大な費用がかかっていくのではな

いかと思うのですが、その辺どのようになっているのか、どのように審査をされたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 中川議員にお答えをさせていただきます。

そもそもこの施設については、平成22年度当初予算では市民厚生常任委員会で議論がされてきました。この平成22年度当初予算では、能楽の里の横に建設し、あたかも佐渡汽船救済策の様相がありました。現実に佐渡汽船から議会サイドにも佐渡市執行部はトキ施設を建設して能楽の里を助けてくれると言っているのですが、本当に市民の血税を我が社のために突っ込んでくれ、助けてくれるのですかという問い合わせが議会サイドにもあったと聞いております。ちなみに、この能楽の里の生い立ちは、旧両津市が今回のトキ物産館と同じというか、近い論法、雇用確保のためという理由でふるさと融資により建設された建物であります。違うのは民設民営ということであります。たとえ運営が立ち行かなくなったとしても、これが当たり前の姿であります。しかし、当時島外に多くの営業所を持つ佐渡の中では、一番営業力のあると言われている民間事業者の佐渡汽船の大きな営業力でさえ、能楽の里は支え切れませんでした。この失敗を目の当たりにしているのに、今回また佐渡市は物産館の提案をしています。そこには反省もなければ秩序もありません。一体だれのための施設なのか、一部個人の利益のためなのか、私に任せろと言っているのはだれなのか。

もとに戻りますが、これらの議論から平成22年3月当初予算に上程されたこの約2億2,000万という大きな予算は、場所、形を大きく変えた上で、さらに当時の担当の説明を簡単に翻す執行部よりの再提案により、現在のトキの森公園の場所に落ちついたと聞いております。

課長の皆さん、気をつけてください。この説明をした担当は、最後までこの議案を突っ張り通せと指示を受けていたにもかかわらず、最後ははしごを外される形で提案を変更し、終結しました。事実かどうか知りませんが、これにより担当は仕事があほらしくなり、退職したとか。筋の通らない議案を平気で提案し、最後は部下に腹を切らせるということがまかり通るなら、日本が世界に誇れる新渡戸稲造の武士道の精神とは佐渡市はほど遠いということになります。

そもそも平成22年度の新年度予算で、初めは掘っ立て小屋でつくりますとあって約2億2,000万円以上の予算を通したにもかかわらず、平成22年度中にはほとんど予算に手をつけず、繰り越し、突然平成23年度の6月補正予算で掘っ立て小屋から豪華な施設に変更、さらに1億6,000万円以上上乗せして予算を通過してくる、これは今ほどの中川議員からの指摘のとおりです。この手法は到底許されるものではありません。また、能楽の里の失敗を反省せず、明らかに民業圧迫となる物産館を追加で提案してくるなど、今の執行部の行き当たりばったり、知恵もなければ配慮もない、とんでもない計画が露見したものであります。質問者が感じているように、このような予算は断じて許されるべきものではありません。だんだんと反対討論のようになってきたのですが、これは質問者に対する答弁であります。

同時に、この事業補助金といっても繰り越しているものですが、この背景には羽茂地区のおけさ柿関連施設の整備もあるというおまけをつけて、あたかもトキ施設の予算が通らなければ、おけさ柿の施設予算が通らないという、のど元にやいばを突きつけ、南部のまじめな柿生産者を人質にとったようなやり方は

許されるべきものではありません。

あえてつけ加えますが、環境省のこの大きな予算で建設され、見学者のために設置したトキ順化施設、横の見学施設は、先日同僚議員が視察したところ、足場のコンパネにキノコが生えていたということ。予算をかけて建設された思いつきのものが、結局利用されていない典型であります。こうならないことを願うものでありますが、佐渡市政権がかわり次第、身分不相応なこの施設は環境省、新潟県にお願いして管理してもらふべきという意見も委員会ではありました。

質問者の管理についてですが、現在新潟県トキ保護センターとは別に、佐渡市の責任で飼育員を4人、そのほかに獣医師の確保も必要であります。佐渡市の公務員がよその3倍いるから、市役所の余っている役に立たないのをそちらに連れていって管理させるというわけには業務内容上いかず、新たに確保しなければいけないものであります。確かに観光客がトキの森公園を見学して、反応はこんなものかという反応ですが、現に旅行会社はこの施設での立ち寄り時間を20分程度しかとっていません。一方で旅行会社の思惑には理由があって、船の時間が決まっている佐渡の観光施設立地条件の中で、より多くの島内施設を見学させようと考えたときの行動であります。つまりこれから日本じゅうどこでも放鳥が始まるかもしれない佐渡市が経営するトキ施設の入場のために民間施設の経営が圧迫され、また1つ佐渡の観光施設が佐渡市の無策のためになくなっていくようなことがあるとすれば、ゆゆしき問題です。設計図面も既に示されていますが、この委員会での審査を受けて、当然執行部は今後の行動をとるものと推察されます。

我々の委員会は、偶然議員年数の長い長老議員が多い委員会ですが、今回の予算の修正をあえてせず、意見をつけました。この意味を我々委員会は理解いただけたものと思っています。これは執行部に対する最後の武士の情けです。理解していない行動が仮にあるとすれば、次の2の矢、3の矢が飛ぶと思います。

1回目の質問の答弁を終わります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 聞いたこと以上に大変詳しい内容を初めて教えていただきましたが、結論的に言いますと、さっきが市長がもともと考えたように、あなた方の言葉でいうと、繁殖計画に入る予定がない個体を借り受けて、安いゲージで見てもらおうではないかと。私もトキを身近で見るのは悪いとは思いません。見れたらいいと思います。ただ、先ほど紹介をしたように、今非常にトキに過敏になっている中で、やっていく必要があるのだろうかという疑問を持たざるを得ないのと、過大な費用がかかるのではないということなのですが、そこでもう二、三点お尋ねをしたいと思います。

もともとは1,176平米ですよ。それが550平米に大きく縮小されたわけです。バレーボールコートのおよそ3.4倍ですから、ちょうどこのぐらいになるのかな、もうちょっと大きいのかなということなので、ここで十分トキというのは空を飛ぶとき、やっぱりきれいだというのですが、飛ぶことができるのかどうかお尋ねをしたいのが1点です。

それと、もう一つは、トキの貸与の手続です。具体的にはどうなっているのか。当初22年3月に市民厚生に示された委員会の資料によりますと、トキ貸与の手続として、例えば絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく確認手続だとか、いろいろ難しい問題があるわけですが、それらが十分クリアができたのかどうかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 中川議員の質問にお答えします。

当初の平成22年度の予定の図面を私いただいていますので、申し上げますと、お話のあったとおり、当初は1,176平米で高さが15メートル、直径39.6メートルの大変大きな施設でありました。厚生委員会の議事録等を拝見させていただいた当時の議論から推察をするに、冬期間はこの施設は雪が降っている間は畳んで閉めるというお話だったそうであります。しかしながら、新しい23年の現在補正後の出てきた施設というのは、高さ10メートル、直径27メートル、550平米のおっしゃるとおり、前回の22年度の施設よりはかなり大きさとしては縮小したものとなっています。この理由としては、冬期間、雪が降る間も経営を続けるということであると、柱もとらなければいけないということでありました。そうすると、平成22年度の予算でお示しをしたものでは、とても耐えることができないということにより、平成23年度のこの施設の規模になったと聞いております。

2番目のトキの個体の部分については、残念ながらごめんなさい、議論をしていないので、わかりません。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） だんだん答えらしくなってきましたが、最後2点ほどお尋ねをします。

結論的に言いますと、当初市が予定をしていた施設と違って、これは実質市が環境省からトキを借り受けて繁殖する施設と同じということになる。そういう意味では、非常に手もかかるし、気をつけなくてはいけないというふうに私は今の答弁を聞いていて理解したのですが、そういう理解ができるのではないだろうか1点。

2点目です。農山漁村活性化プロジェクト支援の交付金の関連です。先ほど委員長も触れておりましたが、柿の施設との関連でいうと、柿の施設は23年度計画で、この事業自体は22年度計画なので、これがどうなろうと、23年度計画には大きく影響しないというふうに理解できるのだろうかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 市の事実上、繁殖施設となるかどうかということですが、繁殖施設になるかどうかは別にして、提案では飼育員を4名、もしくは担当する獣医師まで確保しなければいけないということでもあります。心配のとおり、恐らくほっておくというわけにはいかないで、手のかかる施設になっていくものだと思います。

2番目の問題について、羽茂の部分については、委員会の中では議論はしていませんので、なかなかお答えはできませんが、そういうおそれがあるのではないかと存在しているかどうかということは、存在はするのではないかなと私は考えています。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第91号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について討論の通告がありますので、村川四郎君の反対討論を許します。

村川四郎君。

〔17番 村川四郎君登壇〕

○17番（村川四郎君） 議案第91号 佐渡市一般会計補正予算（第2号）について反対討論をさせていただきます。

私が反対討論をするまでもなく、先ほどの産業建設委員会の委員長の質疑の答弁の中にありましたように、あのような内容ですので、かなり皆さん、これではとても通せないのではないかと確信を得たのではないかと思いますけれども、私も用意してきましたので、これをちょっと読み上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4億4,997万1,000円を追加して、総額を471億6,107万5,000円とするものですが、この補正にはとても理解できない、納得できない2つの予算があります。1つは、ふるさとの森づくり事業という議案第85号に関連する5,000万円の予算です。今から28年前に旧相川町が木を植林後22年たった松と杉の森林育成事業を行い、1口20万円ですべてに島外会員に対し250人の募集を行いました。そして、28年後、すなわち植林後50年たったときに、その木を伐採すればもうかる、約二、三倍以上になると。その上、さらに毎年2,000円から3,000円ほどのふるさとの物産も送ります、また佐渡で会食会も開くし、宿泊なんかは5割引にもなりますと、いろんな施設利用の特典などもつけましたというような呼びかけを行って会員募集を行った事業です。本来なら会員から集めた基金が250人ですから5,000万円残っていなければならないのに、平成16年の合併時に既に300万円ほどしか残っていませんでした。

この事業は、ことしの10月で28年目の事業が満期になります。佐渡市は入会出資金の返還金として、1人20万円掛ける250人分ということで5,000万円を返したいということで今回予算を計上してきたものです。しかし、それまでの基金の用途等を調べてみると、相川町時代に会員に毎年送っていた地元の特産物や会食会の費用などなどで既に1億1,600万円も使っていました。だから、基金が底をついてしまったわけですね。これが民間の会社が行った事業で、このような出資金を返すという対応をするならば、責任感のある立派な会社と称賛いたしますが、この佐渡市が使おうとしているお金はすべて税金、血税を使っている事業です。既に予算超過の上に全額返還などは全く無責任と言わざるを得ません。

当然のことに、産業建設委員会は、こんな予算執行は認められず、分収林管理条例の廃止条例が制定するまでは予算執行は認められないと予算凍結の意見をつけました。このふるさとの森の木を現在の材木の価格で分配すれば、1口5万円以下で、山全体約20町歩あるのですけれども、1,000万円くらいになるそうですが、今後の森林の維持管理料などを含めると、問題はまだまだいっぱいあります。今後裁判となるようなケースもあるかも知れませんが、かつて全国で一もうけを夢見て植林した事業は、木材需要の減少と安い外材に押されて、ほとんど水の泡となっています。それに、もう既に会員の方々は1億1,600万円も恩恵を受けています。予算は当然ストップして、会員との再交渉や、まだ28年前のことです。当時の行政関係者も何人かは健在でしょうから、聞き取り調査なども行って対策を検討すべきで、この予算には反対です。

2つ目は、先ほど同僚議員もお二人質疑されていましたが、トキのふれあい施設です。私は、今

回一般質問でも取り上げ、事業中止を申し入れましたし、3月議会でも反対討論を行いました。内容としては、今同僚議員が産業建設委員長に質疑をいたしたようなもので、お聞きのように、委員長も大変苦しい答弁のようでありました。

ただ、産建委員会としても、これはもともとは市民厚生委員会が請け負って承認した2億3,000万の最初のときの養老院の延長ですので、不十分なところは否めません。テレビの前の市民の皆様方に、この施設の経緯を簡単に説明させていただきます。毎年毎年の観光客の減少に歯どめをかけようとする佐渡市は、トキにあやかろうと考えました。これまで4回の放鳥事業を行いました。残念ながら自然繁殖はことしも失敗。佐渡へ来た観光客は、もっと身近にトキを見たいという。だったら、放鳥に適さない、いわゆる繁殖に不向きなトキの見せ物小屋をつくって、そこへ入れて見せたらどうかということで、当初1億円の予算でトキの小屋を計画しました。これが通称トキの養老院の始まりで、施設についてアンケートをとったら、広々としたゲージでトキが空を飛んでいる姿が見たいという要望が多かったとかの執行部の都合のよいアンケート結果の操作、1億の計画が拡大して2億3,000万を計上したのをばかばかしくも議会が認めてしまいました。その後、順化センターのゲージでテンに襲われるという事件が発生し、またまた見直しを行い、強化プラスチックや電気さくを張りめぐらして、頑強で大きさは約半分の1億8,000万ほどの施設に変更しましたが、今度はこの養老院に観察室やふれあい施設というものをくっつけ、この6月議会に新たに1億8,600万9,000円の追加予算を出してきました。合計3億6,000万円余りで、そこには佐渡の地場産物を売るという物産館の予算も約2,000万円つけられていました。地場産の物産館は能楽の里で大失敗し、その後同じ新穂の近くにアンテナショップもできたばかりです。両津港の売店には幾つも出店済みで、さらに北埠頭にも新たにそういう建設計画が出ております。市長は、物産館の計画は切り離すと約束はしましたが、これもまだ不確定です。

市はこの施設の建設で、長期間低迷の佐渡観光の中で来園者は現在トキ施設に年間16万人来ているのを50%もアップして24万人にするという机上の空論を超越した誇大妄想狂的な無責任な数値を上げてきました。長期観光不振の佐渡にとって、おトキ様に頼る気持ちは少しは理解できますが、冷静になって考えてみてください。観光誘客は1%ものアップさえ至難の状況なのです。そして、この施設は非常に近い将来、必ず無駄の長物になります。国、環境省と県が総力を挙げて行っているトキの放鳥事業が順調に進んで、トキの自然の姿が島内のあちらこちらで観察できるようになった場合、トキは自然に観察可能です。全く不要の施設になります。

また、分散飼育の佐渡以外の地区、長岡、能登、出雲、多摩動物園等々で繁殖事業が順調にあって、トキがふえたとき、わざわざ佐渡に来なくてもよくなるでしょう。また、数年後、近い将来にこれら以外の地区でもトキを欲しい、欲しいということで分散飼育等々が始まった場合に、佐渡に来る魅力はなくなります。

まだまだほかに問題はいっぱいあります。当初計画は、放鳥に適さないトキの養老院、飛べないとして繁殖できない予定が、環境省がそんなトキは現在佐渡にはいないと、すべて繁殖の可能性はあるということで、だったら繁殖行動にも対応したゲージにと、小さくなったけれども、金をかけた計画になったわけです。

東日本大震災から約4カ月、7月6日現在でも避難されている方々は約9万9,236人、新潟県への避難

者も7,813人おられます。今回の大震災で、自分の住む家さえ失った不幸な方々は数十万人です。こんな状況で、人寄せパンダがわりのトキの施設に3億6,000万円もの大金を無駄遣いするのは絶対反対です。このトキふれあい施設の予算は、新設予定の柿の選果場のプロジェクト事業の予算と連動しているから、これには反対だが、切り離せない。だから、反対ができないという勘違いの議員も6人も7人もおられるようですけれども、私はこんなぜいたくなトキの観察ゲージは不要だと言っているのであって、もっと縮小して予算を出し直すべきだと。今回だって最初1億、次いで2億3,000万、そして今回2億3,000万自体は1億7,000万円と大きく修正してきたではないですか。幾らでもできるはずですよ。9月議会で遅いのであれば、臨時議会を開催してもよい。1億円以上の予算縮小もできるわけですから。

10市町村が夢を持って一島一市の合併をした、豊かな自然、誇り高い文化、活気あふれる新しい島づくりをスローガンに。しかし、現実には市民の目に見えるのは、バブルの時代に市町村がおれも、おれもと競ってつくった温泉や観光施設の寂れていく姿と、1市を引き継いだその後の佐渡市がそれに懲りずに同じような北埠頭開発やトキのふれあい施設のようなおろかな施設をつくっていく姿です。

市長に、はっきりと指摘をしておきます。黒川紀章デザインの都会的観光施設の中で3Dを見せたり、ゲージの中でえさをついばむトキの姿を見せるような観光しか考えられないような佐渡では、先が見えていますと指摘して、反対討論を終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で本案に対する討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第91号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第91号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）を除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第89号 財産の無償譲渡について（旧北狄保育園跡地）。本案は、旧北狄保育園の跡地を、地元認

可地縁団体へ無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年度税制改正に伴い、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、東日本大震災に係る個人市民税、固定資産税の特例措置及び住民税における寄附金税額控除の拡大であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書を国に提出することを求める請願。本請願は、新潟県社会保障推進協議会から提出されたものであり、関係機関に対し、次の事項について意見書の提出を求めるものであります。

請願事項。1、高齢者の新たな医療制度について。(1)、年齢による差別と保険料が自動的に上がる仕組みを残す制度設計をしないこと。(2)、75歳以上の高齢者への資格証の発行はしないこと。(3)、70歳から74歳の医療費の2割負担への引き上げをやめること。2、国保制度について。(1)、国保制度への国庫負担をふやし、高過ぎる保険料を引き下げること。(2)、「国保の広域化」問題については自治体や国民の声をよく聞くこと。(3)、市町村で「国保法44条に基づく一部負担金の減免制度」の実施が取り組めるよう国の財政援助を強化すること。3、介護保険制度について。(1)、国保負担をふやし、利用者の負担軽減、必要な介護が受けられる制度に改めること。(2)、特別養護老人ホーム等の介護施設をふやし、入所待機者の解消に努力すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第86号 佐渡市新穂複合営農推進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、農業構造の体質及び営農促進作物導入のための研修施設として利用されてきた営農推進センターについて、公の施設としての用途を廃止するため、本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事について、平成23年6月7日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に

より、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 北小浦漁港漁港施設災害復旧工事請負契約の変更について。本案は、北小浦漁港漁港施設災害復旧工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 財産の無償譲渡について（集出荷施設）。本案は、営農促進作物導入の施設として設置された集出荷施設を廃止し、同施設を財団法人両津産業振興公社に無償譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,410万円を追加し、予算総額をそれぞれ30億9,430万円とするものであります。補正予算の内容は、高金利の地方債を借換し金利の負担の軽減を図るため、歳出において市債の償還金を追加し、その財源として借換債を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第16号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県から佐渡市への屋外広告物に関する設置許可等の事務、権限の移譲に伴い、当該事務において発生する手数料を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第93号

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

人権擁護委員の中川郁子氏の任期が平成23年9月30日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議会議第1号

○議長（金光英晴君） 日程第3、議会議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、川上龍一君の退席を求めます。

〔19番 川上龍一君退席〕

○議長（金光英晴君） 佐渡市農業委員会委員の任期満了に伴い、議会推薦の委員として2名を推薦することとし、2名のうち1名に川上龍一君を推薦いたしたいと思えます。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に川上龍一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に川上龍一君を推薦することに決しました。

〔19番 川上龍一君入場〕

日程第4 議会議第2号

○議長（金光英晴君） 日程第4、議会議第2号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、小田純一君の退席を求めます。

〔8番 小田純一君退席〕

○議長（金光英晴君） 佐渡市農業委員会委員の任期満了に伴い、議会推薦の委員として2名を推薦することとし、1名に小田純一君を推薦いたしたいと思えます。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき議会推薦の農業委員会委員に小田純一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に小田純一君を推薦することに決しました。

〔8番 小田純一君入場〕

日程第5 発議案第3号

○議長（金光英晴君） 日程第5、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔5番 金田淳一君登壇〕

○5番（金田淳一君）

発議案第3号

高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年7月8日

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	松本正勝
	〃	廣瀬擁
	〃	小田純一
	〃	田中文夫
	〃	佐藤孝
	〃	金子克己
	〃	根岸勇雄

高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進を求める意見書

後期高齢者医療制度に対する高齢者や国民の不安の声を受けて、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は、平成22年12月に「高齢者のための新たな医療制度等についての最終とりまとめ」を公表した。この新制度案では、75歳以上の1200万人が加入する国保は都道府県が財政運営して『医療費は別勘定』とし、高齢者・国民が問題にした部分をそのまま温存する内容となっている。

また、国民の30%が加入する国保制度は、「全国で459万世帯、国保世帯の20%が保険料滞納」（新潟県全体では17.3% 平成22年6月）に象徴されるように、制度自体の危機が深刻さを増している。国は「国保制度改革」として国保の運営を市町村から都道府県とする「国保の広域化」を進めようとしているが、「国保の広域化」は保険料の上昇や住民サービスの低下につながり、新聞社のアンケートにおいても、多くの知事が「国保の広域化で国保の構造的課題は解決しない」といった否定的な意見を述べている。

また、来年度改定の介護保険制度については、平成22年11月に厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度見直しに関する意見」が公表されたが、「軽度の要介護者を介護保険サービスから除外」「ケアプランの有料化」等の利用者負担増とサービス外しに対して、利用者や政府与党の中に疑問の声が起こっている。

安心して医療や介護が受けられることは国民の切実でもっとも大切な願いである。国は、国民のいのちと健康に関わる施策について、責任をもって推進にあたるよう、下記事項の実現を求める。

記

1 高齢者の新たな医療制度について

- (1) 年齢による差別と保険料が自動的に上がるしくみを残す制度設計をしないこと
- (2) 75歳以上の高齢者への資格証の発行はしないこと
- (3) 70歳から74歳の医療費の2割負担への引上げをやめること

2 国保制度について

- (1) 国保制度への国庫負担を増やし、高すぎる保険料を引下げること
- (2) 「国保の広域化」問題については自治体や国民の声をよく聞くこと
- (3) 市町村で「国保法第44条に基づく一部負担金の減免制度」の実施が取組めるよう国の財政援助を強化すること

3 介護保険制度について

- (1) 国保負担を増やし、利用者の負担軽減、必要な介護が受けられる制度に改めること
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護施設を増やし、入所待機者の解消に努力すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第4号

○議長（金光英晴君） 日程第6、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君）

発議案第4号

原子力発電所の安全性の確保と再生可能なエネルギーへの転換・促進を求め
る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年7月8日

提出者	佐渡市議会議員	中川直美
賛成者	〃	若林直樹
	〃	大桃一浩
	〃	竹内道廣
	〃	根岸勇雄
	〃	近藤和義

原子力発電所の安全性の確保と再生可能なエネルギーへの転換・促進を求め
る意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という超巨大地震とそれに伴う巨大津波により2万数千人の人命が奪われるなど、壊滅的で甚大な災禍をもたらした。

加えて、東京電力（株）の福島第一原子力発電所では、地震と津波の直撃を受け、1号機から4号機までが次々と水素爆発を起こし、損傷した原子炉から多量の放射性物質を外部に放出し続けるという国際原子力事故評価尺度で最悪の「レベル7」という世界を震撼させる過酷な事故に至った。

原発がある限り原発震災は常に隣り合わせの危険にあり、ひとたび過酷事故が起これば取り返しのつかない事態に陥るなど、無限のリスクを抱えていることが改めて明らかとなった。

佐渡市は、海を隔てて世界最大の柏崎刈羽原子力発電所と50km圏で対峙し、国の原子力防災指針の示すEPZの圏外にあるとはいえ、今回の原発事故及び既存の原子力政策に対して市民に強い不安と怒りの声がある。

よって、政府並びに国会においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の安全・安心を回復するために、福島第一原発事故に係る放射能汚染の徹底した情報開示を行うとともに、一刻も早い原発事故の収束を図ること
 - 2 原子力発電に依存してきた従来のエネルギー政策を抜本的に見直し、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーを基幹エネルギーとして位置付け、エネルギー源の速やかな転換を図ること
 - 3 原子力発電所の安全・安心を確保するために、今回の事故原因の徹底した調査・検証を踏まえ、全面的な公開性の下に地震・津波対策などに関する抜本的な安全対策を講ずること
 - 4 原子力安全・保安院を経済産業省から分離するとともに、EPZの拡大等を含む原子力防災指針等の抜本的見直しを行い、危険な原子力災害から国民の命とくらしを守る対策の強化・充実を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ぜひ議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） お許しを得まして、平成23年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

さて、今定例会に提案しました各種議案につきましては、慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。

この議会においては、多くの皆様から東日本大震災を教訓に、市民の安心、安全にかかわる課題についてご意見をご提言いただきました。離島という条件のもとでの非常時の危機管理体制のあり方、防災対策のあり方について、津波対策の抜本的見直しや原子力災害対策を含めて、地域防災計画の見直しを進めていくつもりであります。

また、まちづくり、産業振興、スポーツ振興等、多くのご意見、ご提言は、まさに佐渡市が早急に取り組むべき課題でありまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

長引く不況に加え、大震災による影響もあり、佐渡経済を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。本議会で議決をいただいた予算の速やかな執行を図るとともに、関係団体との連携を強化し、島内の経済対策に取り組んでまいりたいと思います。

東日本大震災から約4カ月、まだ多くの方々が避難生活を余儀なくされております。市としても一刻も早い復興に向けて支援に努めます。

季節は梅雨から秋へと移り変わってきます。ことしの夏は節電の夏とも言われておりまして、暑苦しい中、皆さんにおかれましてはくれぐれもご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成23年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年7月8日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 廣 瀬 擁

署 名 議 員 小 杉 邦 男